



地域で実施する保護猫活動に補助金を交付します

近年、無責任な野良猫への餌やりなどにより、飼い主のいない猫が増加し、近隣住民の家財を傷つけたり、糞尿により不衛生な環境となる事例が増えています。この課題に対し、地域猫活動等を通じ所有者のいない猫によるトラブルを減少させ、地域の住民が快適に生活でき、猫の生命を救い生涯を全うできる環境を創ることを目的に、自治会や団体が実施する地域猫活動及び保護猫活動に対し補助金を交付します。

1 補助対象事業

自治会又は団体が実施する地域猫活動及び保護猫活動

2 活動内容

発生源となる一定の範囲（自治会等）において飼い主のいない猫に不妊去勢手術（識別のためのサクラカット含む）を施し、地域での飼養を行う活動又は譲渡先の確保を行う活動

3 補助金額

保護猫 1 頭当たり 10,000 円の補助又は実費 上限 20 万円

※類似の補助金を受けている場合は、その額を控除する。

4 補助対象経費

- (1) 保護した猫の不妊去勢手術の費用
- (2) 前号に掲げる手術を行う為の感染症等の予防ワクチンの費用
- (3) 保護した猫の餌その他飼育に必要な物品購入費
- (4) 保護猫の譲渡会の開催に係る経費
- (5) 譲渡会案内その他活動の周知に係る書類の印刷製本費
- (6) その他市長が必要と認めるもの

5 交付申請に必要な書類

- (1) 交付申請書
- (2) 活動計画書
- (3) 活動区域の位置図
- (4) 事業収支計画書
- (5) 団体規約の写し（自治会による活動の場合は不要）

仲間を助けて
欲しいニャ



6 実績報告時に必要な書類

- (1) 実績報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 活動で保護した猫の台帳
- (4) 補助対象経費の領収書
- (5) 保護した猫の不妊去勢手術の施術証明書
- (6) 類似した補助金を受領している場合は、その額が分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

7 提出及び問い合わせ先

美作市役所市民生活部環境対策課 TEL0868-72-5202